

正部分を除く原案は可決され、両案はいずれも修正議決すべきものと決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 両案を一括して採決いたします。

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり修正議決いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○下村博文君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、衆議院の事務局及び法制局の職員に関する規程の一部を改正する規程案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 下村博文君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

衆議院の事務局及び法制局の職員に関する規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

○議長(綿貫民輔君) 衆議院の事務局及び法制局の職員に関する規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

案を議題といたします。
委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長大野功統君。

衆議院の事務局及び法制局の職員に関する規程の一部を改正する規程案

(本号末尾に掲載)

(大野功統君登壇)

○大野功統君 ただいま議題となりました衆議院の事務局及び法制局の職員に関する規程の一部を改正する規程案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本規程案は、警務に従事させるため事務局に置く臨時の職員に関する定めを廃止しようとするものであります。

本規程案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十分散会

出席國務大臣

法務大臣 森山 眞弓君
國務大臣 福田 康夫君

○議長報告

(通知書受領)

一、昨二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、昨二十六日、人事院総裁中島忠能君から次の報告書を受領した。

国家公務員法第百三条第九項の規定に基づく平成十四年官利企業への就職の承認に関する年次報告

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十二條第三項の規定に基づく平成十四年官民人事交流に関する年次報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

滝 実君

法務委員

辞任

中川 昭一君

平沢 勝栄君

鎌田さゆり君

中村 哲治君

上田 勇君

石原健太郎君

不破 哲三君

林 省之介君

渡辺 博道君

大島 敦君

山田 敏雅君

東 順治君

山田 正彦君

中林よし子君

経済産業委員

辞任

中川 秀直君

国土交通委員

辞任

松野 博一君

鉢呂 吉雄君

二階 俊博君

山本 明彦君

前原 誠司君

松浪健四郎君

議院運営委員

辞任

三井 辨雄君

江田 康幸君

大島 敦君

山名 靖英君

山名 靖英君

渡辺 博道君

山田 敏雅君

大島 敦君

東 順治君

山田 正彦君

中林よし子君

中川 昭一君

平沢 勝栄君

中村 哲治君

鎌田さゆり君

上田 勇君

石原健太郎君

不破 哲三君

補欠

小野 晋也君

補欠

山本 明彦君

前原 誠司君

松浪健四郎君

松野 博一君

鉢呂 吉雄君

二階 俊博君

補欠

大島 敦君

山名 靖英君

三井 辨雄君

江田 康幸君

山名 靖英君

江田 康幸君

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、昨二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

保利 耕輔君

水野 賢一君

補欠

水野 賢一君

保利 耕輔君

厚生労働委員

辞任

棚橋 泰文君

平井 卓也君

江田 康幸君

梶山 弘志君

山口 泰明君

漆原 良夫君

補欠

山口 泰明君

梶山 弘志君

漆原 良夫君

平井 卓也君

棚橋 泰文君

江田 康幸君

経済産業委員

辞任

佐藤 剛男君

松島みどり君

金田 誠一君

川端 達夫君

大幡 基夫君

牧 義夫君

平井 卓也君

伊藤信太郎君

金子 恭之君

谷本 龍哉君

山井 和則君

山花 郁夫君

大森 猛君

補欠

金子 恭之君

伊藤信太郎君

山花 郁夫君

牧 義夫君

大森 猛君

山井 和則君

谷本 龍哉君

松島みどり君

佐藤 剛男君

平井 卓也君

川端 達夫君

金田 誠一君

大幡 基夫君

(理事補欠選任)

一、去る二十五日、災害対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 島 聡君(理事今田保典君去る十日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

丸谷 佳織君

福島 豊君

丸谷 佳織君

福島 豊君

丸谷 佳織君

福島 豊君

丸谷 佳織君

一、去る二十五日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(議案付託)

一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

雇用保険の財政の安定化及び求職者等に対する能力開発支援のための緊急措置に関する法律案(城島正光君外四名提出、衆法第四号)

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

以上二件 厚生労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、去る二十五日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

(答弁書受領)

一、去る二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山口壯君提出各種テロ攻撃に対してあらゆる備えが必要であると思ふ所に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山花郁夫君提出J・R中央線等においてなされている線増連続立体交差事業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員近藤昭一君提出朝鮮人強制連行・強制労働に関する質問に対する答弁書

平成十五年二月二十日提出

質 問 第 二 一 四 号

各種テロ攻撃に対してあらゆる備えが必要であると思ふ所に関する質問主意書

北朝鮮からの生物化学兵器攻撃を受けた場合等

一、去る二十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

(答弁書受領)

一、去る二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山口壯君提出各種テロ攻撃に対してあらゆる備えが必要であると思ふ所に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山花郁夫君提出J・R中央線等においてなされている線増連続立体交差事業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員近藤昭一君提出朝鮮人強制連行・強制労働に関する質問に対する答弁書

平成十五年二月二十日提出

質 問 第 二 一 四 号

各種テロ攻撃に対してあらゆる備えが必要であると思ふ所に関する質問主意書

北朝鮮からの生物化学兵器攻撃を受けた場合等

の危機管理(ワクチン等医薬品の備え)について、次の事項に関し質問する。

1 現時点で天然痘のワクチン等医薬品は何人分の備えが用意してあるか。

2 その他の生物化学兵器に対するワクチン等医薬品についての備えは何人分位あるか。

3 今後のワクチン等医薬品の増産計画について明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五六第二四号

平成十五年三月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員山口壯君提出各種テロ攻撃に対してあらゆる備えが必要であると思ふ所に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山口壯君提出各種テロ攻撃に対してあらゆる備えが必要であると思ふ所に関する質問に対する答弁書

1 について

天然痘の感染の予防には、ワクチンの接種が極めて有効であり、また、感染後も、早期のワクチンの接種が発症の予防又は重症化の抑制に効果があるとされている。このため、平成十三年度第一次補正予算、平成十四年度補正予算等に所要の経費を計上し、天然痘ワクチンの備蓄を進めているところであるが、危機管理上の理由から、現時点での備蓄量を公表することは差し控えたい。

「採」に関するお尋ねの事項については、当該事業採択に関する文書が現在保存されていないため明らかではない。

また、右の事業採択後に行われる補助金の交付決定に関するお尋ねの事項についても、当該補助金の交付決定に関する文書が現在保存されていないため明らかではない。

三の3及び四の2について

本件各事業に係る都市計画決定は、J R中央線区間については平成六年五月に、西武池袋線区間については昭和四十六年一月に、小田急小田原線区間については昭和三十九年十二月(一部区間)についての都市計画変更決定は平成五年二月に、それぞれ行われているところ、本件各事業について「初めてなされた事業採択」から右に述べたそれぞれの都市計画決定までの期間の本件各事業に係る補助金に関するお尋ねの事項については、当該補助金の交付決定に関する文書が現在保存されていないため明らかではない。

四の1について

お尋ねの「連続立体交差事業推進協議会」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、本件各事業を実施している東京都に聴いたところ、本件各事業に関し、お尋ねの名称又はそれに類する名称を有する団体は設立されていないとのことである。

五について

本件各事業に係る都市計画事業認可は、J R中央線区間については平成七年一月に、西武池袋線区間については昭和四十六年七月、平成二年七月及び平成六年一月に、小田急小田原線区間については平成六年六月に、それぞれ行われているところ、本件各事業に係るそれぞれの都市計画決定から右に述べたそれぞれの都市計画事業認可までの期間の本件各事業に係る補助金に関するお尋ねの事項については、当該補助金の交付決定に関する文書が現在保存されていないため明らかではない。

別表第二

小田急小田原線区間における事業調査に係る補助金の交付決定について

交付決定主体	時 期	金 額(千円)
建設大臣(当時)	昭和六十二年	四、〇〇〇
建設大臣(当時)	昭和六十三年	四、〇〇〇

平成十五年二月二十八日提出
質 問 第 三 一 号

朝鮮人強制連行・強制労働に関する質問主意書

提出者 近藤 昭一

朝鮮人強制連行・強制労働に関する質問主意書

朝鮮人強制連行・強制労働に関して、次の点について政府の見解を問う。

- 一 政府は平成十四年十二月二十日受領の答弁第十九号において、いわゆる朝鮮人徴用者等に関する名簿を一般に公開しない理由として、当該名簿中に行政機関の保有する情報の公開に関する法律に規定する不開示情報が記録されていることを挙げているが、既に公開されている「華人労働者就労事情調査報告書」(昭和二十一年三月一日外務省管理局作成)にも個人を特定できる情報は含まれている。同様の情報が含まれているにもかかわらず「華人労働者就労事情調査報告書」は公開され、朝鮮人徴用者等に関する名簿は公開されていない理由は何か。相違点を明確に説明して欲しい。
- 二 政府は平成十四年十二月二十日受領の答弁第

十九号において、いわゆる朝鮮人徴用者等に関する名簿について「今後、本人、遺族の方等に対しては照会や閲覧に応じる方向で検討して参りたい」とある。しかし、これまでも本人、遺族に対しては照会や閲覧に応じてきたと聞いているが、これまでの対応との違いは何か。

三 政府は強制連行・強制労働問題について個人の請求権の問題についても法的に解決済みであると主張している。

しかし、一九四九年のジュネーブ第四条約一四八条によると「締約国は、前条に掲げる違反行為に関し、自国が負うべき責任を免れ、又は他の締約国をしてその国が負うべき責任から免れさせてはならない。」とされている。「前条に掲げる違反行為とは、「拷問若しくは非人道的待遇(生物学的実験を含む)、身体若しくは健康に対して故意に重い苦痛を与え、若しくは重大な傷害を加えること」及び「不法に移送し、若しくは拘禁すること」であり、強制連行・強制労働が含まれることは明らかである。

わが国も一九五三年に同条約に加入している。従ってわが国は強制連行・強制労働問題について自国が負うべき責任を条約によって免れることはできないと考えるが、政府の見解をお

別表第一

J R中央線区間における事業調査について

実 施 者	実 施 時 期
東京都 実 施 者 実 施 者からの委託により事業調査を実施した者 日本国有鉄道(当時)	昭和五十五年及び昭和五十六年度
東京都 実 施 者 実 施 者からの委託により事業調査を実施した者 小田原電鉄株式会社及びパシフィックコンサルタンツ株式会社	昭和六十二年及び昭和六十三年

聞きしたい。

四 強制連行・強制労働問題は発生から五十年以上が経過し、できる限りすみやかに解決されるべき問題であると考えるが、未だ係争中の強制連行・強制労働に関する裁判も多い。そこで、法的責任の存否をめぐる争いを超えて、政治的・歴史的責任に基づいて具体的に解決することも考えられるが、政府の見解をお聞きしたい。

内閣衆質一五六第三一号

平成十五年三月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員近藤昭一君提出朝鮮人強制連行・強制労働に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員近藤昭一君提出朝鮮人強制連行・強制労働に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の「華人労働者就労事情調査報告書」(昭和二十一年三月一日外務省管理局作成)については、「戦時中本邦ニ移入セル華人労働者ノ就労事情殊ニ其ノ處遇ヲ中心トスル關係事情ノ概要ヲ摘記したものであり、平成六年六月二十三日から公開しているが、このような取扱いをするに至った事情については、同月二十二日の参議院外務委員会において、柿澤外務大臣(当時)が、当報告書に記載されている事項に関し、「広く国民の間で共有するとともに、後世

に伝えていくことが重要であると考えておりまして、そうした観点に立って本件報告書の写しを外交史料館等で一般の方々へ閲覧する等の措置をとりたいと考えております。」と答弁しているところである。

これに対し、御指摘のいわゆる朝鮮人徴用者等に関する名簿については、平成二年五月二十五日の日韓外相会談の際に、大韓民国(以下「韓国」という)側から終戦前に徴用された者の名簿の入手について協力要請があったことを受け、各都道府県、各市区町村、いわゆる朝鮮人徴用者等を受け入れていた可能性がある民間事業所等に対し、韓国政府に提出することを目的として調査を依頼し、提供された情報を取りまとめ、平成三年及び平成四年に韓国政府に提出したものであること、当該名簿中に記載されている事項の大部分はその後に施行された行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)に規定する不開示情報に該当すること等から、政府として、現段階においてこれを一般に公開することは適当ではないと考えているところである。

二 について

いわゆる朝鮮人徴用者等に関する名簿については、厚生労働省において、平成十五年一月から、本人及びその遺族並びにこれらの方から委任を受けた方に対しては、照会や閲覧に應ずることとしているものである。

なお、御指摘の「これまでも本人、遺族に対しては照会や閲覧に応じてきた」という対応については、旧陸海軍から引き継ぎ厚生労働省に

おいて保管している人事関係資料に関するものと考えている。

三 について

御指摘の戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約(昭和二十八年条約第二十六号)は、昭和二十四年八月にジュネーブにおいて作成され、昭和二十五年十月に効力を生じたものであるから、先の大戦に係るいわゆる朝鮮人徴用者等の問題については、その適用は問題とならない。

なお、同条約第四百四十八条の規定は、同条約第四百四十七条に掲げる違反行為を行った者の属する国に対する個人の請求権そのものの発生を根拠づけるものではない。

四 について

いわゆる朝鮮人徴用者等の問題に関する政府の見解については、衆議院議員近藤昭一君提出朝鮮人強制連行・強制労働に関する質問に対する答弁書(平成十四年十二月二十日内閣衆質一五五第一九号)一及び二について述べたとおりである。

(答弁通知書受領)

一、去る二十五日、内閣から、衆議院議長長妻昭君提出国家公務員非常勤職員のうち、高額給与を支給されている職員に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年五月十二日まで回答する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案

右
国会に提出する。

平成十五年二月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項」を「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項」に改め、同条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十五条第五項中「国家行政組織法第七条第二項、第四項及び第五項並びに第二十一条(第五項を除く。)」を「内閣府設置法第十七条第二項から第八項まで」に改める。

第三十五条の二第四項中「総務省令」を「内閣府令」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)
第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一総務省の項中「公正取引委員会、公害等調整委員会」を「公害等調整委員会」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「国民の保護」の下に、「事業者間の公正かつ自由な競争の促進」を加える。

第四条第三項第五十七号の次に次の一号を加える。

五十七の二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第

二十七条の二に規定する事務

第十六条第二項中「宮内庁」の下に、「公正取引委員会」を加える。

第六十四条の表中

国家公安委員会 警察法

公正取引委員会

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

国家公安委員会

警察法

に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第四条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

「第二節 公正取引委員会(第三十一条)

第三節 公害等調整委員会(第三十二条)を「第二節 公害等調整委員会(第三十一条)に

改める。

第三条中、「事業者間の公正かつ自由な競争の促進」を削る。

第四条中第九十七号を削り、第九十八号を第九十七号とし、第九十九号を第九十八号とし、第百

号を第九十九号とする。

第二十八条第一項中「第百号」を「第九十九号」に改める。

第三十条中「公正取引委員会、公害等調整委員会」を「公害等調整委員会」に改める。

第四章第二節を削る。

第四章第三節中第三十一条を第三十一条とし、同節を同章第二節とする。

第四章第四節中第三十二条を第三十二条とし、同節を同章第三節とする。

(判事補の職権の特例等に関する法律の一部改正)

第五条 判事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第四百四十六号)の一部を次のように改

正する。

第三条の三中「若しくは総務事務官」を、「総務事務官若しくは内閣府事務官」に改める。

(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正)

第六条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律

(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表国立国会図書館支部公正取引委員会図書館の項を削り、同表国立国会図書館支部宮内

庁図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部公正取引委員会図書館

公正取引委員会

(行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正)

第七条 行政機関が行う政策の評価に関する法律

(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第二条第一項第四号中「公正取引委員会及び」

を削る。

第六条第一項中「国家公安委員会、公正取引

委員会」を「公正取引委員会、国家公安委員会」

に改める。

(特定非営利活動促進法及び人権擁護法の一部

改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「国家公安委員

会規則、公正取引委員会規則」を「公正取引委員

会規則、国家公安委員会規則」に改める。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七

号)第四十四条の二

二 人権擁護法(平成十五年法律第 号)第

六十八条第二項、第七十二条第三項、第七十

三条第三項、第七十八条第三項及び第七十九

条第三項

(行政手続等における情報通信の技術の利用に

関する法律及び構造改革特別区域法の一部改

正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「国家公安委員

会規則、公正取引委員会規則」を「公正取引委員

会規則、国家公安委員会規則」に、「国家公安委

員会、公正取引委員会」を「公正取引委員会、国

家公安委員会」に改める。

一 行政手続等における情報通信の技術の利用

に関する法律(平成十四年法律第五十一号)

第十二条

二 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百

八十九号)第三十七条

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施

行する。ただし、第八条(第二号に係る部分に

限る)の規定は、人権擁護法の施行の日又はこ

の法律の施行の日のいずれか遅い日から施行す

る。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際、現に総務省の外局

として置かれている公正取引委員会は、この法律による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十七条第一項の規定に基づいて置かれる公正取引委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

理由

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適正な執行を確保することの重要性にかんがみ、総務省の外局として置かれている公正取引委員会を、内閣府の外局に移行させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
 本案は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適正な執行を確保することの重要性にかんがみ、総務省の外局として置かれている公正取引委員会を、内閣府の外局に移行させようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 現在総務省の外局として総務大臣の所轄に属するものとされている公正取引委員会を、内閣府の外局として内閣総理大臣の所轄に属するものとし、関係規定の所要の整備を行うこと。

2 この法律は、一部の規定を除き、平成十五年四月一日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由
 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適正な執行を確保することの重要性にかんがみ、公正取引委員会を内閣府の外局に移行させる措置は妥当なものと認め、施行期日のうち「平成十五年四月一日」を「公布の日」に改めることにつき修正を行う必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費
 平成十五年度一般会計予算(内閣府所管)に、公正取引委員会関係予算として、約七十八億五千三百万円が計上されている。

右報告する。
 平成十五年三月二十六日
 経済産業委員長 村田 吉隆
 衆議院議長 綿貫 民輔殿

別紙

附則
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日平成十五年四月一日から施行する。ただし、第八条(第二号に係る部分に限る。)の規定は、人権擁護法の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行すること。

(別紙)
 公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案に對する附帯決議
 近年、我が国経済を活性化するため、市場における公正かつ自由な競争を積極的に促進することが重要課題となつてきていることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 近年における公正取引委員会の業務量の増大並びに業務内容の複雑化及び高度化にかんがみ、自由かつ公正な競争の実効的な確保及び法の厳正な執行による抑止力の強化を図るため、公正取引委員会の審査機能及び審査体制を、早急かつ抜本的に強化するよう努めること。

二 独占禁止法について、違反行為に対する措置体系の抜本的な見直しの検討を含め、その一層厳正な執行力の強化を図るとともに、規制改革の推進、消費者政策の強化、不当廉売への厳正な対処及び中小企業取引の公正化等につき、経済社会の環境の変化に即応した適切な対応を図ること。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
 右
 内閣総理大臣 小泉純一郎
 平成十五年二月十四日

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
 裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「左の表に掲げる通り」を「次の表のとおり」に改め、同条の表中「一、四二〇人」を「一、四五〇人」に、「八一四人」を「八二九人」に改める。

第二条中「二万千六百六十四人」を「二万千六百七十三人」に改める。

附則
 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

理由

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事及び判事補の定員並びに裁判官以外の裁判所の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
 本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 判事の員数を三十人増加すること。
 2 判事補の員数を十五人増加すること。
 3 裁判官以外の裁判所の職員の員数を九人増加すること。
 4 この法律は、平成十五年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由
 本案は、地方裁判所における民事訴訟事件、倒産事件及び民事執行法に基づく執行事件並び

に家庭裁判所における家庭事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、施行期日を公布の日に改める必要がある、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成十五年度裁判所関係予算に、約四億八千八百万円が計上されている。
右報告する。

平成十五年三月二十六日

法務委員長 山本 有一
衆議院議長 綿貫 民輔殿

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四表所在地の欄中「さいたま市高砂三丁目」を「さいたま市浦和区」に、「さいたま市高鼻町三丁目」を「さいたま市大宮区」に、「静岡市」を「静岡市追手町」に、「清水市」を「静岡市清水天神一丁目」に改める。
別表第四表徳山簡易裁判所の項を次のように改める。

周南簡易裁判所

周南市

別表第五表さいたま簡易裁判所の項を次のように改める。

埼玉県の内	埼玉県の内
さいたま市の内	さいたま市の内
中央区 桜区	浦和区 南区 緑区
蕨市 戸田市 朝霞市 志木市 和光市 新座市	

別表第五表大宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「さいたま市大宮総合行政センターの所管区域」を「西區 北区 大宮区 見沼区」に改め、同表熊谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「大里村」を「大里町」に、「川里村」を「川里町」に改め、同表佐倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「印西市」を「印西市 白井市 富

(別紙)

附則

公布の日
平成十五年四月一日から施行する。
この法律は、

(小字及び一は修正)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十五年二月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

里市」に改め、同表龍ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「荖崎町」を削り、同表取手簡易裁判所の管轄区域の欄中「取手市」を「取手市 守谷市」に改め、同表麻生簡易裁判所の管轄区域の欄中「鹿嶋市」を「鹿嶋市 潮来市」に改め、同表静岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「静岡市」を「静岡市(清水簡易裁判所の管轄区域を除く。)」に改める。
別表第五表清水簡易裁判所の項を次のように改める。

静岡県の内

静岡市清水相生町、清水愛染町、清水青葉町、清水秋吉町、清水旭町、清水淡島町、清水飯田町、清水伊佐布、清水石川、清水石川新町、清水石川本町、清水庵原町、清水今泉、清水入江一丁目から清水入江三丁目まで、清水入江岡町、清水入江南町、清水入船町、清水有東坂、清水有東坂一丁目、清水有東坂二丁目、清水有度本町、清水梅が岡、清水梅ヶ谷、清水梅田町、清水上原、清水上原一丁目、清水上原二丁目、清水永楽町、清水江尻台町、清水江尻町、清水江尻東一丁目から清水江尻東三丁目まで、清水恵比寿町、清水追分一丁目から清水追分四丁目まで、清水大内、清水大内新田、清水大沢町、清水大坪一丁目、清水大坪二丁目、清水大手一丁目から清水大手三丁目まで、清水大平、清水岡町、清水興津東町、清水興津井上町、清水興津清見寺町、清水興津中町、清水興津本町、清水押切、清水小芝町、清水小島町、清水小島本町、清水尾羽、清水折戸、清水折戸一丁目から清水折戸五丁目まで、清水柏尾、清水春日一丁目、清水春日二丁目、清水上一丁目、清水上一二丁目、清水上清水町、清水川原町、清水神田町、清水北矢部、清水北矢部町一丁目、清水北矢部町二丁目、清水北脇、清水北脇新田、清水吉川、清水木の下町、清水清地、清水銀座、清水草ヶ谷、清水草薙、清水草薙一丁目から清水草薙三丁目まで、清水草薙一里山、清水草薙北、清水楠、清水楠新田、清水河内、清水小河内、清水港南町、清水駒越、清水駒越北町、清水駒越中一丁目、清水駒越中二丁目、清水駒越西一丁目、清水駒越西二丁目、清水駒越東町、清水駒越南町、清水幸町、清水桜が丘町、清水桜橋町、清水三光町、清水茂野島、清水六原、清水波川、清水波川一丁目から清水波川三丁目まで、清水島崎町、清水下清水町、清水下野、清水下野町、清水下野北、清水下野中、清水下野西、清水下野東、清水下野緑町、清水承元寺町、清水庄福町、清水上力町、清水新富町、清水新緑町、清水新港町、清水杉山、清水清開一丁目から清水清開

三丁目まで、清水増、清水袖師町、清水高橋町、清水高橋一丁目から清水高橋六丁目まで、清水高橋南町、清水宝町、清水高山、清水但沼町、清水立花、清水田町、清水千歳町、清水築地町、清水月見町、清水辻一丁目から清水辻五丁目まで、清水鶴舞町、清水天神一丁目、清水天神二丁目、清水天王町、清水天王西、清水天王東、清水天王南、清水土、清水堂林一丁目、清水堂林二丁目、清水葛沢、清水殿沢一丁目、清水殿沢二丁目、清水巴町、清水鳥坂、清水中河内、清水長崎、清水長崎新田、清水長崎南町、清水七ツ新屋、清水七ツ新屋一丁目、清水七ツ新屋二丁目、清水中矢部町、清水中之郷、清水中之郷二丁目から清水中之郷三丁目まで、清水西大曲町、清水西久保、清水西久保一丁目、清水西里、清水西高町、清水二の丸町、清水布沢、清水沼田町、清水能島、清水蜂ヶ谷、清水蜂ヶ谷南町、清水浜田町、清水原、清水半左衛門新田、清水東大曲町、清水日立町、清水日の出町、清水広瀬、清水平川地、清水富士見町、清水船越、清水船越町、清水船越東町、清水船越南町、清水船原一丁目、清水船原二丁目、清水蛇塚、清水堀込、清水本郷町、清水本町、清水真砂町、清水町、清水松井町、清水松原町、清水馬走、清水馬走北、清水馬走坂の上、清水万世町一丁目、清水万世町二丁目、清水御門台、清水緑が丘町、清水港町一丁目、清水港町二丁目、清水南岡町、清水南矢部、清水美濃輪町、清水三保、清水宮下町、清水宮代町、清水宮加三、清水向田町、清水迎山町、清水村松、清水村松一丁目、清水村松地先新田、清水村松原一丁目から清水村松原三丁目まで、清水元城町、清水茂畑、清水八木間町、清水矢倉町、清水八坂町、清水八坂北一丁目、清水八坂北二丁目、清水八坂西町、清水八坂東一丁目、清水八坂東二丁目、清水八坂南町、清水谷田、清水八千代町、清水谷津町一丁目、清水谷津町二丁目、清水山切、清水弥生町、清水山原、清水横砂、清水横砂中町、清水横砂西町、清水横砂東町、清水横砂本町、清水横砂南町、清水吉原及び清水和田島

庵原郡

別表第五表甲府簡易裁判所の管轄区域の欄中「韭崎市を「韭崎市」に改め、同表右京簡易裁判所の管轄区域の欄中「大原野北春日町、大原野南春日町、大原野西境谷町一丁目から大原野西境谷町四丁目まで、大原野東境谷町一丁目から大原野東境谷町三丁目まで、大原野西竹の里町一丁目、大原野西竹の里町二丁目、大原野東竹の里町一丁目から大原野東竹の里町四丁目まで、大原野上里北ノ町、大原野上里南ノ町、大原野上里紅葉町、大原野上里勝山町、大原野上里見見町、大原野上

里男鹿町、大原野石見町、大原野灰方町、大原野石作町、大原野上羽町、大原野小塩町、大原野外畑町、大原野出灰町及び大原野東野町を「向日町簡易裁判所の管轄区域」に改め、同表大津簡易裁判所の管轄区域の欄中「守山市」を「守山市」に改め、「栗太郡」を削り、同表岐阜簡易裁判所の管轄区域の欄中「各務原市」を「各務原市」に改め、「山県郡」を削り、同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐伯町」を削り、同表呉簡易裁判所の管轄区域の欄中「下蒲刈町」を削り、同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「木江町」を削り、同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「神石郡」を「神石郡」の管轄区域の欄中「沼隈郡の内」を削り、同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「内海町」を削り、同表沼隈郡の内「沼隈町」を削り、同表府中簡易裁判所の管轄区域の欄中「蘆品郡」を削る。

別表第五表徳山簡易裁判所の項を次のように改める。

周	山口県の内
南	周南市 下松市 光市 熊毛郡の内 大和町

別表第五表那覇簡易裁判所の管轄区域の欄中「糸満市」を「糸満市」に改め、「豊見城市」に改め、「豊見城市」を削り、「仲里村」を「久米島町」に改め、同表盛岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「二戸郡の内」を削り、同表二戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「二戸郡の内」を削り、「浄法寺町」を「二戸市」に改め、同表高松簡易裁判所の管轄区域の欄中「大川郡」を「さぬき市」に改め、「東かがわ市」に改める。

附則

- この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表第四表徳山簡易裁判所の項及び別表第五表徳山簡易裁判所の項の改正規定は、同月二十一日から施行する。
- この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

理由

最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称及び管轄区域の変更を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称及び管轄区域の変更等を行うおととするもので、その内容は次のとおりである。

- 1 さいたま市の政令指定都市への移行に伴う行政区の設置に伴い、さいたま簡易裁判所及び大宮簡易裁判所の管轄区域を変更すること。
 - 2 山口県徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町及び都濃郡鹿野町を廃止し、その区域をもって周南市が置かれることに伴い、徳山簡易裁判所の名称を周南簡易裁判所に変更すること。
 - 3 市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表について所要の整理を行うこと。
 - 4 この法律は、平成十五年四月一日から施行すること。ただし、徳山簡易裁判所に関する規定は同月二十一日から施行すること。
 - 5 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結すること。
- 二 議案の修正議決理由
- 本案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称及び管轄区域の変更等を行うおととするもので、その措置は妥当なものと認めるが、施行期日を公布の日に改める必要があるが、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。
- 右報告する。

平成十五年三月二十六日

法務委員長 山本 有一

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

(小字及び―は修正)

附 則

公布の日
1 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表第四表徳山簡易裁判所の項及び別表第五表徳山簡易裁判所の項の改正規定は、平成十五年四月同月二十一日から施行する。

衆議院の事務局及び法制局の職員に
関する規程の一部を改正する規程案

右の議案を提出する。

平成十五年三月二十七日

提出者

議院運営委員長 大野 功統

衆議院の事務局及び法制局の職員に
関する規程の一部を改正する規程

衆議院の事務局及び法制局の職員に
関する規程(平成十三年三月十五日議決)の一部を次の
ように改正する。
第二条を削り、第一条中条名を削り、「、非常
勤職員及び警務に従事させるため事務局に臨時に
置く職員を」及び非常勤職員に改める。

附 則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可日

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局
電話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 (本体) 一〇五円